

休日の結核発生届けについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第12条の規定により医師は、結核と診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に届け出てください。

届出手順

①「結核発生届」(別記様式2-2)に必要事項を記入しFAXしてください。

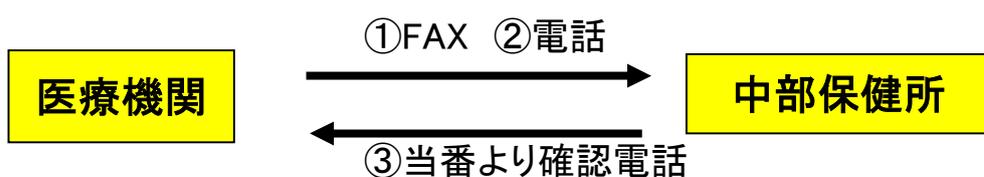
★結核発生届の様式は、中部保健所ホームページよりダウンロードできます。

中部保健所 FAX 938-9779

②中部保健所にFAXする旨の電話連絡をしてください。

(守衛が対応後、折り返し担当者より主治医あてに確認の電話をします)

中部保健所 電話 938-9701
938-9886



<担当>

中部保健所 結核相談室

電話 938-9701(平日)

938-9886(休日)